

道路交通騒音・振動の状況について

横須賀市では、市内の幹線道路¹⁾ 7 路線 7 地点（年 1 回）で、道路交通騒音及び振動の測定を実施した。

1 道路交通騒音の測定結果

(1) 環境基準²⁾ 達成状況及び要請限度³⁾ の適否状況

すべての地点において昼間・夜間とも、環境基準を達成した。また、全地点で昼間・夜間とも要請限度を下回った。

No	路線名	測定地点	環境基準 達成状況		要請限度 適否状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 16 号③	三春町 2-12 地先	○	○	○	○
2	一般国道 134 号②	神明町 407 地先	○	○	○	○
3	県道横須賀逗子線	船越町 3-1 地先	○	○	○	○
4	県道武上宮田線	武3-31-1地先	○	○	○	○
5	県道観音崎環状線①	馬堀海岸 4-2 地先	○	○	○	○
6	市道 1627 号線他 4 路線	夏島町 3 地先	○	○	○	○
7	市道 7756 号線	公郷町2-21-2地先	○	○	○	○

[時間区分] 昼間：6～22 時 夜間：22～6 時

[環境基準達成状況] ○：達成 ×：非達成

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

(2) 面的評価⁴⁾ の結果（環境基準達成状況）

調査対象区間における住居等の総戸数は10,076戸で、そのうち昼間・夜間とも環境基準を達成したのは9,906戸（達成率 98.3%）であった。

評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
10,076	9,906	98.3	75	0.7	0	0.0	95	0.9

[時間区分] 昼間：6～22 時 夜間：22～6 時

[評価路線] 7 路線

2 道路交通振動の測定結果

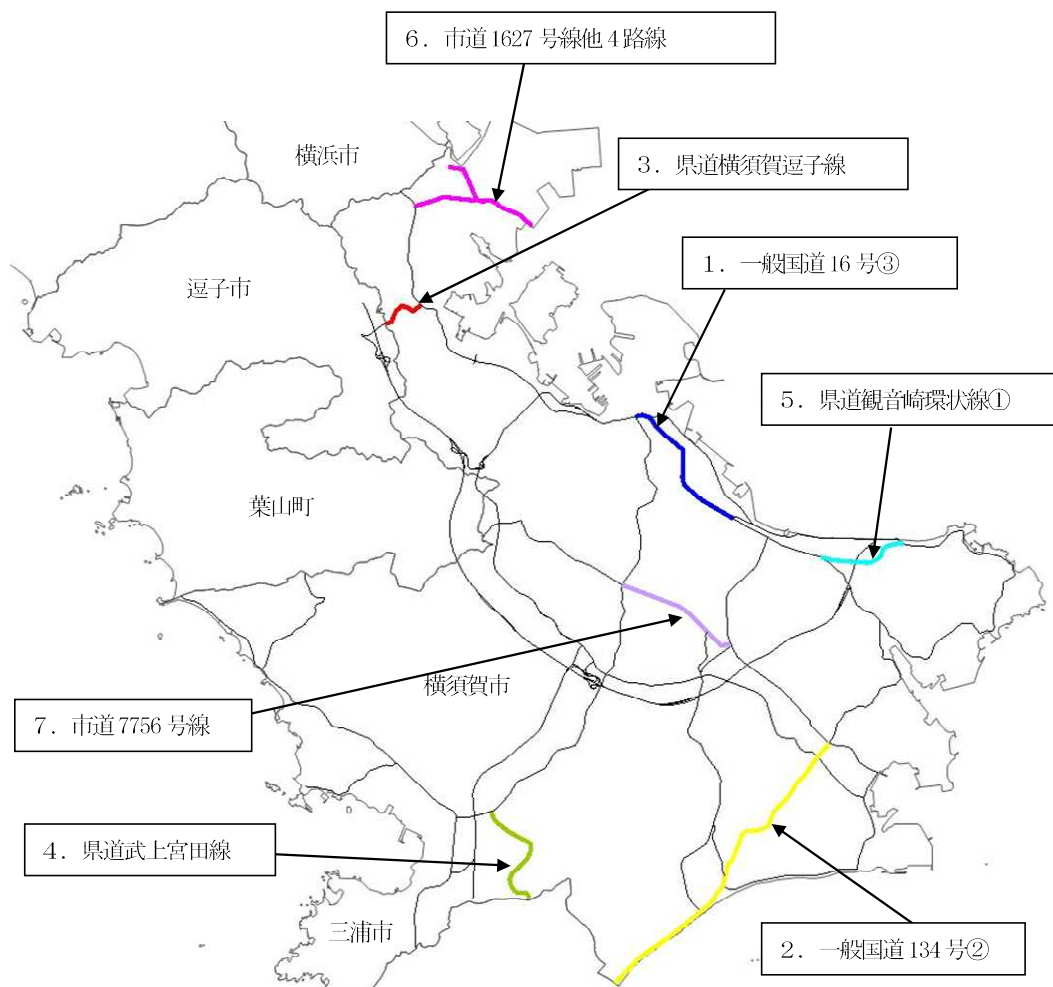
すべての地点において昼間・夜間とも要請限度を下回った。

No	路線名	測定地点	要請限度 適否状況	
			昼間	夜間
1	一般国道 16 号③	三春町 2-12 地先	○	○
2	一般国道 134 号②	神明町 407 地先	○	○
3	県道横須賀逗子線	船越町 3-1 地先	○	○
4	県道武上宮田線	武3-31-1地先	○	○
5	県道観音崎環状線①	馬堀海岸 4-2 地先	○	○
6	市道 1627 号線他 4 路線	夏島町 3 地先	○	○
7	市道 7756 号線	公郷町2-21-2地先	○	○

[時間区分] 昼間：8～19 時 夜間：19～8 時

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

3 測定路線図



用語解説

- 1) 幹線道路（幹線交通を担う道路）：高速自動車国道、一般国道、自動車専用道路、都道府県道及び4車線以上の市町村道を指す。調査対象道路は、幹線道路から計画的に選定している。
- 2) 環境基準（騒音）：環境基本法第16条に基づき騒音に係る環境上の条件について定められた、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。
- 3) 要請限度：地方公共団体が、騒音及び振動の低減に係る要請を行う目安となる指標。要請限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれていると認める場合は、地方公共団体は公安委員会または道路管理者に対して要請を行う。
- 4) 面的評価：幹線道路に面した地域において、騒音レベルが環境基準をどの程度満足しているかを示す、道路交通騒音の評価方法。幹線道路の道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値を用いた推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する。

— 今後の取組み —

- 騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音の常時監視及び道路交通振動の測定を継続して実施し市民等へ情報提供を行う。
- 調査結果については、道路の改修又は維持管理上の参考となるよう、道路管理者へ情報提供を行う。